

傍聴人心得

傍聴人は次のことを心がけて下さい。

(築上町教育委員会会議傍聴人規則第2条～第7条の規定)

1. 自己の住所・氏名等を会議傍聴人受付票に記入し、傍聴者席に着席して下さい。
2. 傍聴席にある者は、次の事項を遵守して下さい。
 - (1) 示威的行為をしないこと。
 - (2) 私語、談話等をしないこと。
 - (3) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器及び音声を発する機器は電源を切る、又はマナーモードにする等音声を発しない状態にすること。
 - (6) 会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - (7) 傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、教育長の許可を得た場合はこの限りでない。
3. 傍聴を禁止されたとき又は退場を命ぜられたときは、直ちに退場して下さい。
4. 教育長は、必要があると認めるときは、傍聴を制限する場合があります。
5. 傍聴人は、すべて教育長又は係員の指示に従ってください。従わない場合は退場して頂きます。

《傍聴席に入ることができない者》

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物等を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) その他会議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

築上町教育委員会 教育長